

札幌大学学生の外国留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第48条第3項の規定に基づき、学生の留学に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この規程に基づく留学の種類は、次に掲げる2種とする。

- (1) 認定留学 本人の学修上の理由による留学
- (2) 交換留学 本学と外国の大学との協定に基づく留学

(対象となる機関)

第3条 留学の対象となる機関は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学と協定を結んだ大学
- (2) 外国における正規の大学又はこれに相当する教育研究機関

(資格)

第4条 留学しようとする者は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学し、かつ留学先での学修に堪え得る者
- (2) 学費等を完納している者

(期間)

第5条 留学の期間は、1年以内を原則とする。

2 前項の期間は、在学年限に含めることができる。

(出願)

第6条 留学しようとする者は、留学をする1か月前までに所定の留学願を学長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 留学計画書(指定様式)
- (2) 成績証明書
- (3) 留学先のカリキュラム又はこれに代わる書類
- (4) その他本学が必要とする書類

(許可)

第7条 留学の許可は、学長が決定する。

2 交換留学生については、別に定める選考を経なければならない。

(計画の変更)

第8条 留学計画を変更しようとする者は、変更しようとする1か月前までに留学計画の変更願を学長に提出し許可を得なければならない。

(学費等)

第9条 留学先の機関に支払う学費等は、全額自己負担とする。ただし、交換留学生については、本学と当該大学との協定による。

(留学終了届及び単位の認定)

第10条 留学を終了した者は、速やかに所定の留学終了届に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学先の成績証明書又はこれに代わる書類
- (2) 留学先の履修科目の時間数及び単位数を証明する書類
- (3) その他本学が必要とする書類

2 留学中に修得した単位の換算を希望する者は、単位の換算願を提出しなければならない。

(履修の特例)

第11条 学年の相違によって履修上の問題が生ずる場合は、特殊性を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 留学出発年の春学期に履修した通年開講の科目は、留学帰国年の秋学期から継続して履修することができる。
- (2) 前号に定める継続履修をしようとする者は、留学前に所定の手続を経て置かなければならない。

(留学の取消し)

第12条 次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、留学を取り消すことがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者
- (3) その他、留学の継続が困難な事由が発生したとき

(帰国勧告)

第13条 学長は、前条に定める留学の取消しを行う場合、または渡航先の環境等が悪化し、留学継続が困難と認められる場合は、帰国を勧告する。

2 勧告を受けて帰国した者は、速やかに所定の留学終了届を学長に提出しなければならない。

(所管)

第14条 この規程に関する事務の所管は、企画部国際交流課とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年10月28日から施行する。

(札幌大学留学生に関する学務規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学留学生に関する学務規程は、廃止する。

附 則 (令和7年8月5日)

この規程は、令和7年8月5日から施行し、令和7年度の継続履修から適用する。